

議案第 67 号

個人情報の保護に関する法律施行条例

令和 4 年 12 月 7 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）が改正され、地方公共団体における個人情報保護制度の運用が法に基づき一元化されることに伴い、法の施行に関し必要な事項を定める必要が生じたため、この条例案を提出するものです。

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び下水道事業の管理者の権限を行う町長をいう。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、法第87条第1項の規定により地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受ける場合は、当該写し等の作成及び送付に要する費用は、開示請求者が負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

2 前項の規定に関わらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求にかかる保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から29日（法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数を除く。）以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずる恐れがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施期間は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施期間は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(運用状況の公表)

第6条 町長は、毎年度1回、各実施機関に係るこの条例の運用状況を取りまとめ、公表

するものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(個人情報保護条例の廃止)

第2条 個人情報保護条例(平成10年条例第29号)は、廃止する。

(個人情報保護の条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の個人情報保護条例(以下この条において「旧条例」という。)第9条の2又は第10条第3項の規定によるその職務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報(以下この項において「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下この条において「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行前に旧条例第11条第1項、第2項若しくは第3項(これらの規定を旧条例第18条第3項及び第20条の2第3項において準用する場合を含む。)、第18条第1項若しくは第20条の2第1項の規定による請求又は旧条例第21条第1項若しくは同条第2項において準用する旧条例第11条第2項の規定による申出がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに是正の申出については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前において旧条例第24条第1項に規定する熊取町個人情報保護審査会の委員であった者に係る同条第7項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に旧条例第23条第1項の規定による諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第30条に規定する個人情報ファイルをこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前にお

いて旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を計る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 前2項の規定は、町の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 8 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(墓苑条例の一部改正)

第4条 墓苑条例（平成18年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第33条中「個人情報保護条例（平成10年条例29号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

(情報公開条例の一部改正)

第5条 情報公開条例（平成10年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、写真、フィルム、磁気テープその他これに類するもの」を「及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」に改め、「に記録されているもの」を削る。

第6条及び第7条を次のように改める。

(情報公開の義務)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかが記録されている場合を除き、情報の公開を請求した者（以下「公開請求者」という。）に対し当該情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政

法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 町並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 町並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第7条 削除

第8条第1項及び第2項中「前2条」を「第6条」に改める。

第9条中「情報の公開を請求したもの（以下「公開請求者」という。）」を「公開請求者」に改める。

第11条第3項中「又は第7条」を削る。

第13条第2項中「第6条第1号ただし書又は第7条第1号ウ」を「第6条第1号イ又は第2号ただし書」に改める。

第14条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 情報の公開は、文書又は図面については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法により行うものとする。

(情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この条例の施行前に前条の規定による改正前の情報公開条例第5条第1項の規定による請求又は第2項の規定による申出がされた場合における当該請求又は申出に係る手続については、なお従前の例による。

(暴力団排除条例の一部改正)

第7条 暴力団排除条例（平成24年条例26号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「個人情報保護条例（平成10年条例第29号）」を「情報公開条例（平成10年条例第28号）」に、「同条第3号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

(附属機関条例の一部改正)

第8条 附属機関条例（平成25年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表中第19項を第20項とし、第3項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3	個人情報保護審査会	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく審査請求事件についての調査審議に関すること。
---	-----------	--

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第9条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）の一

部を次のように改正する。

第2条第4号中「個人情報保護条例（平成10年条例第29号）」を「情報公開条例（平成10年条例第28号）」に改める。

（永楽ゆめの森公園条例の一部改正）

第10条 永楽ゆめの森公園条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条中「個人情報保護条例（平成10年条例29号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

（学童保育所条例の一部改正）

第11条 学童保育所条例（平成28年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第23条中「個人情報保護条例（平成10年条例29号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

墓苑条例（平成18年条例第7号）新旧対照表

（個人情報の保護に関する法律施行条例附則第4条による一部改正）

改正案	現行
<p>（秘密保持義務）</p> <p>第33条 指定管理者又は永楽墓苑の管理の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年条例第57号）</u>を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、永楽墓苑の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>（秘密保持義務）</p> <p>第33条 指定管理者又は永楽墓苑の管理の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報保護条例（平成10年条例第29号）</u>を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、永楽墓苑の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>

情報公開条例（平成10年条例第28号）新旧対照表

（個人情報の保護に関する法律施行条例附則第5条による一部改正）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図面及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）</u>で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの_____をいう。</p> <p>（3） （略）</p> <p><u>（情報公開の義務）</u></p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかが記録されている場合を除き、情報の公開を請求した者（以下「公開請求者」という。）に対し当該情報を公開しなければならない。</p> <p><u>（1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表され</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図面、写真、フィルム、磁気テープその他これに類するもの</u>_____で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているもの<u>に記録されているものをいう。</u></p> <p>（3） （略）</p> <p><u>（公開しないことができる情報）</u></p> <p>第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしないことができる。</p> <p><u>（1） 法人（国及び地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）、団体（以下「法人等」という。）又は個人の事業者の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は個人の事業者の競争上の地位、財産権その他</u></p>

た一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例等(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に

正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することがより必要であると認められるものを除く。

(2) 公開しないことを条件に個人、法人等又は個人の事業者から任意に提供された情報であって、当該個人、法人等又は個人の事業者の承諾を得ないで公開することにより、当該個人、法人等又は個人の事業者の協力を得ることが著しく困難になると認められるもの

(3) 公開することにより、人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(4) 公開することにより、町政の公平又は円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある次に掲げる情報

規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 町並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に

ア 実施機関内部又は実施機関相互における審議、検討、調査等に関する情報であつて、公開することにより、当該審議、検討、調査等における公正かつ適切な意思決定に著しい支障があるもの

イ 実施機関が国等の機関と協力して行う事務又は実施機関が国等の機関から依頼、協議等を受けた事務に関する情報であつて、公開することにより、その協力関係に著しい支障があるもの

ウ 実施機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、契約、交渉、渉外、争訟等の事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の円滑な実施に著しい支障があるもの

町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 町並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支

障を及ぼすおそれ

キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

第7条 削除

(情報の部分公開)

第8条 実施機関は、公開を請求された情報に第6条に規定する情報

(公開してはならない情報)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報の公開をしてはならない。

(1) 個人に関する情報(個人の事業者の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人も閲覧できるとされている情報又は公表することを目的として作成し、又は取得した情報

イ 公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報

ウ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

(2) 法令等の規定により、公開することができないとされている情報

(情報の部分公開)

第8条 実施機関は、公開を請求された情報に前2条に規定する情報

が併せて記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって公開の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

- 2 実施機関は、第6条に規定する情報であっても、期間の経過により公開の請求を拒否する理由がなくなったときは、当該情報を公開しなければならない。

(存否に関する情報)

第9条 公開請求者

に対し、当該公開の請求（以下「公開請求」という。）に係る情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第6条及び第7条の規定により保護される利益が同条に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなると認められるときは、実施機関は、公開請求に係る情報の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 (略)

- 2 (略)

- 3 実施機関は、第1項の場合において、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開しない旨の決定を行ったときは、その理由を併せて公開請求者に通知しなければならない。この場合において、当該情報が第6条 に掲げる情報に該当しなくなる時期が明ら

が併せて記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって公開の趣旨が損なわれないと認めるときは、その部分を除いて、当該情報の公開をしなければならない。

- 2 実施機関は、前2条に規定する情報であっても、期間の経過により公開の請求を拒否する理由がなくなったときは、当該情報を公開しなければならない。

(存否に関する情報)

第9条 情報の公開を請求したもの（以下「公開請求者」という。）

に対し、当該公開の請求（以下「公開請求」という。）に係る情報が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第6条及び第7条の規定により保護される利益が同条に掲げる非公開の情報を公開した場合と同様に害されることとなると認められるときは、実施機関は、公開請求に係る情報の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 (略)

- 2 (略)

- 3 実施機関は、第1項の場合において、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開しない旨の決定を行ったときは、その理由を併せて公開請求者に通知しなければならない。この場合において、当該情報が第6条又は第7条に掲げる情報に該当しなくなる時期が明ら

かであるときは、その時期を付記しなければならない。

4 (略)

(第三者保護に関する手続)

第13条 (略)

2 公開請求に係る情報に第三者に関する情報が併せて記録されている場合において、第6条第1号イ又は第2号ただし書の規定により当該情報を公開しようとするときは、実施機関は、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関が定める事項を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 (略)

(公開の実施)

第14条 (略)

2 情報の公開は、文書又は図面については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関の定める方法により行うものとする。

3 (略)

4 (略)

かであるときは、その時期を付記しなければならない。

4 (略)

(第三者保護に関する手続)

第13条 (略)

2 公開請求に係る情報に第三者に関する情報が併せて記録されている場合において、第6条第1号ただし書又は第7条第1号ウの規定により当該情報を公開しようとするときは、実施機関は、公開の決定に先立ち、当該第三者に対し、実施機関が定める事項を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 (略)

(公開の実施)

第14条 (略)

2 (略)

3 (略)

暴力団排除条例（平成24年条例第26号）新旧対照表

（個人情報の保護に関する法律施行条例附則第7条による一部改正）

改正案	現行
<p>（個人情報の収集及び提供）</p> <p>第15条 <u>情報公開条例（平成10年条例第28号）</u> 第2条第1号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（個人情報の収集及び提供）</p> <p>第15条 <u>個人情報保護条例（平成10年条例第29号）</u> 第2条第1号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（<u>同条第3号</u> _____に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

附属機関条例（平成25年条例第1号）新旧対照表

（個人情報保護に関する法律施行条例附則第8条による一部改正）

改正案			現行		
<p>（設置）</p> <p>第1条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるもの又は別に条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町が設置する執行機関の附属機関は次のとおりとする。</p> <p>（1） 町長の附属機関</p>			<p>（設置）</p> <p>第1条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるもの又は別に条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町が設置する執行機関の附属機関は次のとおりとする。</p> <p>（1） 町長の附属機関</p>		
	名称	担当事務		名称	担当事務
1	行政改革審議会	行政改革の推進についての審議及び提言に関すること。	1	行政改革審議会	行政改革の推進についての審議及び提言に関すること。
2	行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求事件についての調査審議に関すること。	2	行政不服審査会	行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求事件についての調査審議に関すること。
3	個人情報保護審査会	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく審査請求事件についての調査審議に関すること。			
4	入札監視委員会	町が行う入札、契約の過程及び内容等について審査すること。	3	入札監視委員会	町が行う入札、契約の過程及び内容等について審査すること。

5	協働推進委員会	協働事業提案に対する審査及びその他協働のまちづくりの推進に関すること。	4	協働推進委員会	協働事業提案に対する審査及びその他協働のまちづくりの推進に関すること。
6	保健対策推進協議会	町民の健康保持増進、疾病予防、健康づくりの推進に関すること。	5	保健対策推進協議会	町民の健康保持増進、疾病予防、健康づくりの推進に関すること。
7	予防接種健康被害調査委員会	町が行った予防接種により発生した健康被害の調査及び対策の審議に関すること。	6	予防接種健康被害調査委員会	町が行った予防接種により発生した健康被害の調査及び対策の審議に関すること。
8	高齢者保健福祉推進委員会	高齢者保健福祉計画等及び介護保険事業計画の策定又は見直しに係る調査及び検討に関すること。	7	高齢者保健福祉推進委員会	高齢者保健福祉計画等及び介護保険事業計画の策定又は見直しに係る調査及び検討に関すること。
9	老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所の可否に関する判定審査等に関すること。	8	老人ホーム入所判定委員会	老人ホームへの入所の可否に関する判定審査等に関すること。
10	自立支援協議会	障害者等への支援体制の整備及び関係機関等の相互の連絡調整に関すること。	9	自立支援協議会	障害者等への支援体制の整備及び関係機関等の相互の連絡調整に関すること。
11	障害者施策推進委員会	障害者計画の進捗状況の把握及び見直しに関すること。	10	障害者施策推進委員会	障害者計画の進捗状況の把握及び見直しに関すること。
12	地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画策定に係る調査及び検討に関すること。	11	地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画策定に係る調査及び検討に関すること。
13	老人福祉センター指定管理者選定委員会	老人福祉センターの指定管理者の選定に関すること。	12	老人福祉センター指定管理者選定委員会	老人福祉センターの指定管理者の選定に関すること。
14	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援計画の策定等	13	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援計画の策定等

		に関する審議、実施状況及び推進に関すること。			に関する審議、実施状況及び推進に関すること。
15	児童福祉審議会	保育所及び家庭的保育事業等の設置認可についての調査審議等に関すること。	14	児童福祉審議会	保育所及び家庭的保育事業等の設置認可についての調査審議等に関すること。
16	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会	町立保育所の民営化移管先事業者の選定に関すること。	15	町立保育所民営化移管先事業者選定委員会	町立保育所の民営化移管先事業者の選定に関すること。
17	学童保育所指定管理者選定委員会	学童保育所の指定管理者の選定に関すること。	16	学童保育所指定管理者選定委員会	学童保育所の指定管理者の選定に関すること。
18	野外活動ふれあい広場指定管理者選定委員会	野外活動ふれあい広場の指定管理者の選定に関すること。	17	野外活動ふれあい広場指定管理者選定委員会	野外活動ふれあい広場の指定管理者の選定に関すること。
19	永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会	永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者の選定に関すること。	18	永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑指定管理者選定委員会	永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑の指定管理者の選定に関すること。
20	下水道事業経営委員会	下水道事業の経営に関する重要な調査、検討に関すること。	19	下水道事業経営委員会	下水道事業の経営に関する重要な調査、検討に関すること。
(2) (略)			(2) (略)		

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第19号）新旧対照表

（個人情報の保護に関する法律施行条例附則第9条による一部改正）

改正案	現行
<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 実施機関 <u>情報公開条例（平成10年条例第28号）</u> 第2条第1号に規定する実施機関をいう。</p>	<p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 実施機関 <u>個人情報保護条例（平成10年条例第29号）</u> 第2条第1号に規定する実施機関をいう。</p>

永楽ゆめの森公園条例（平成27年条例第22号）新旧対照表

（個人情報の保護に関する法律施行条例附則第10条による一部改正）

改正案	現行
<p>（秘密保持義務）</p> <p>第19条 指定管理者又は永楽ゆめの森公園の管理の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、永楽ゆめの森公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>（秘密保持義務）</p> <p>第19条 指定管理者又は永楽ゆめの森公園の管理の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報保護条例（平成10年条例第29号）</u>を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、永楽ゆめの森公園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>

学童保育所条例（平成28年条例第9号）新旧対照表

（個人情報の保護に関する法律施行条例附則第11条による一部改正）

改正案	現行
<p>（秘密保持義務）</p> <p>第23条 指定管理者又は学童保育の管理の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、学童保育所の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>（秘密保持義務）</p> <p>第23条 指定管理者又は学童保育の管理の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報保護条例（平成10年条例第29号）</u>を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、学童保育所の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>